

船舶事故調査報告書

平成30年6月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	沈没
発生日時	平成30年3月2日 13時00分ごろ
発生場所	秋田県 ^{のしる} 能代市能代港 能代港南防波堤灯台から真方位128° 833m付近 (概位 北緯40° 12.5′ 東経140° 00.1′)
事故の概要	遊漁船くろまつ丸は、岸壁に係留中、沈没した。
事故調査の経過	平成30年3月6日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 くろまつ丸、7.9トン（長さ13.38m）
船舶番号、船舶所有者等	290-45253神奈川、有限会社吉田不動産（A社）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 雪、風向 西、風力 6 海象：波高 約0.5m 能代市には、平成30年3月1日、10時51分に波浪警報が、 16時45分に暴風雪警報が発表され、本事故時も継続中であつた。 能代港の潮汐は、3月2日12時00分から13時00分までの 間、-2～3cmであつた。
事故の経過	<p>本船は、船首尾から係船索を取って能代港日和山地先の専用岸壁に無人で右舷着け係留中、平成30年3月2日11時30分ごろ船長が本船の係留状況を見回った際、荒天により左舷船尾側の魚倉の蓋が外れており、打ち込んだ海水により左舷側に傾斜しているのが認められた。</p> <p>船長は、このまま係留するのは危険と判断し、本船を能代港公共ふ頭の南側にある大森橋付近の岸壁（以下「本件岸壁」という。）に係留替えすることにして左舷船尾側の魚倉に蓋をかぶせ、12時00分ごろ本件岸壁に右舷着けで係留した。</p> <p>船長は、本船に流入した海水を排水するため、可搬式の排水ポンプを取りにA社の事務所に戻った。</p> <p>公共ふ頭を見回っていた港湾関係者は、13時00分ごろ、本船が転覆しているのを発見し、能代市消防局に通報した。</p> <p>船長は、13時20分ごろ本件岸壁に戻った際、本船が本件岸壁の前で左舷を下にして転覆しているのを認めた。</p> <p>本件岸壁付近では、風速約20m/s程度の西風が右舷方から吹いていた。</p>

	<p>本船は、後日、船長が手配した業者により引揚げられ、その後解体された。</p> <p>本船は、平成29年11月ごろまで遊漁船として使用されていたが、12月以降は海象の影響で使用されておらず、専用岸壁に係留されていた。</p> <p>船長は、1週間に1回程度、本船の点検、清掃等を行っており、本事故の約1週間前の点検時、特に異常を認めなかった。</p> <p>本船は、海面からブルワーク頂部までの高さが約1.5mであった。</p>
分析	<p>本船は、能代港において、荒天により魚倉へ海水が打ち込んで左舷側に傾斜している状況下、無人で本件岸壁に右舷着け係留中、右舷方からの強風を受け、更に左舷側に傾斜して海水が船内に流入したことから、沈没したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、能代港において、荒天により魚倉へ海水が打ち込んで左舷側に傾斜している状況下、無人で本件岸壁に右舷着け係留中、右舷方からの強風を受け、更に左舷側に傾斜して海水が船内に流入したため、沈没したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岸壁等に係留する際は、船内に浸水しないように魚倉等の開口部を確実に閉鎖しておくこと。 ・ 荒天が予想される場合は、速やかに安全な場所に船舶を避難させることが望ましい。